

## 国際交流に関する申し合わせ

1. 会則第3条6に基づき、日本フードシステム学会（以下、本会）の国際交流の一つとして、中国フードシステム研究会連携委員会が担当する以下の国際交流に関する申し合わせとなる。

### 2. 趣旨：

本申し合わせは、本会と中国農業経済学会食物経済専門委員会（以下、中国委員会、旧中国農業経済学会フードシステム研究専門委員会）との間で、互いの年次大会に参加する際に伴う費用負担について定めることを目的とする。

### 3. 費用負担の範囲：

費用負担については、互いの年次大会に関わる日中フードシステム研究交流会および講演・報告等の交流に適用する。これ以外の交流活動については、常任理事会による承認を経て行う。

### 4. 費用負担：

中国委員会の会長および研究者等が、本会の年次大会に参加する場合、原則として年次大会参加費および懇親会費、さらに日中フードシステム研究交流会における軽食費について、本会が負担する。また、本会の会長および会員等が中国委員会の年次大会に参加する場合、中国委員会が同様に負担する。

### 5. 旅費および滞在費：

本会の会長および会員等が中国委員会の年次大会に参加する場合、その旅費および滞在費について、常任理事会または総務委員会による承認を経て一定額の負担を行う。ただし、中国委員会の会長および研究者等の日本国内外の旅費および滞在費について、本会は負担しない。

### 6. その他：

本会が必要と判断した中国委員会の交流に関する費用については、常任理事会による承認を経て負担する。

### 7. この申し合わせの改定は、常任理事会の承認を経て行う。

附則 この申し合わせは2026年5月30日常任理事会で制定し、同日から施行する。